

---

プロジェクト IFRS S2 号に相当する基準の開発

項目 産業横断的指標等（報酬）

---

## I. 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S2 基準における**産業横断的指標等（報酬）**に関する定めについて検討することを目的としている。
3. 産業横断的指標等のうち、温室効果ガス排出に関する開示、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本については、別途検討を行うことを予定している。また、内部炭素価格については、審議事項 A2-4「産業横断的指標等（内部炭素価格）」において検討している。

## II. 事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 32 項参照）。

日本版 S2 基準において、産業横断的指標等の 1 つとして報酬に関する開示を求める IFRS S2 号の定めを取り入れ、次の事項を開示しなければならない旨を定める。

  - (1) 気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているかどうか。
  - (2) (1)において気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、その組込方法
  - (3) (1)において気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合に関する情報

また、IFRS S2 号の定めに加え、次の事項を日本版 S2 基準の規範性のあるものとして定める（基準本文に含めることを想定している。）。

  - (4) (3)の定めに基づき開示する情報について、定量的情報又は定性的情報（又はこれらの組み合わせ）による記述を開示しなければならない。

- (5) (1)において気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目と結び付いて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分のみを区分して識別することができない場合には、その旨を開示した上で、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について本項(2)及び(3)の事項を開示することができる。

さらに、次の事項について、日本版 S2 基準の結論の背景で説明する。

- (6) 「指標及び目標」セクションの報酬に関する定めと、「ガバナンス」セクションのパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうかに関する定めとの関係

### III. ISSB 基準の理解

5. IFRS S2 号では、報酬に関して次のように定めている（和訳は事務局による仮訳。以下同じ。）。

29	<p>An entity shall disclose information relevant to the cross-industry metric categories of:</p> <p>企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次のすべての情報を開示しなければならない。</p> <p>(g) remuneration—the entity shall disclose:</p> <p>報酬。企業は次のすべてを開示しなければならない。</p> <p>(i) a description of whether and how climate-related considerations are factored into executive remuneration (see also paragraph 6(a)(v)); and</p> <p>気候関連の考慮事項が役員報酬に組み込まれているかどうか、また、組み込まれている場合、どのように組み込まれているのかについての記述（第6項(a)(v)も参照）</p> <p>(ii) the percentage of executive management remuneration recognised in the current period that is linked to climate-related considerations.</p> <p>当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結びついているもののパーセンテージ</p>
----	---

### IV. 事務局による分析

#### 公開草案に対する当委員会のコメント

6. 当委員会は、報酬に関する要求事項に関して、IFRS S2 号の公開草案に対し、主に次のコメントを行った。
- (1) 役員報酬は、気候関連の考慮事項とのみ結び付いているわけではなく、サステナビリティ関連のさまざまな考慮事項と結び付いている場合があるため、サステナビリティ全般に関連する考慮事項が役員報酬にどのように組み込まれているのかについて、

定量的情報若しくは定性的情報（又はその両方の組み合わせ）により記述することを IFRS S1 号において要求することが有用と考えられる。

- (2) 実務上は役員報酬の算定方法がさまざまであると考えられることから、サステナビリティ全般に関連する考慮事項と結び付いているもののパーセンテージは、定量的情報による開示の一例とすべきである。
  - (3) IFRS S1 号を本項(1)及び(2)のようにした場合、IFRS S2 号については、「気候関連の考慮事項が役員報酬にどのように組み込まれているのかについての記述」について、IFRS S1 号に基づき開示される事項に追加すべき事項がある場合にそれを開示することを要求するのみで十分と考えられる。
  - (4) 役員報酬についての開示は、要求事項とするのではなく、任意項目とすることが適切との意見も聞かれている。
  - (5) また、報酬に関する指標については、ガバナンスに関する記載と関連させて開示することが有用であると考えられるため、その旨を基準上記載することが考えられる。
7. 前項(1)及び(3)に関して、気候関連以外のサステナビリティ関連の考慮事項が役員報酬に織り込まれている場合について、本資料において検討することが考えられる。
  8. また、本資料の第 6 項(5)については、第 21 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 9 月 19 日開催）において、IFRS S2 号における、パフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうかに関する「ガバナンス」の開示要求（IFRS S2 号第 6 項(a)(v)）と、報酬に関する「指標及び目標」の開示要求（IFRS S2 号第 29 項(g)）との関係について、日本版 S2 基準の結論の背景において説明することについて議論が行われ、特段反対の意見はなかった。このため、どのようなことを日本版 S2 基準の結論の背景に記載するのかについて、本資料において検討することが考えられる。
  9. さらに、本資料の第 6 項(2)及び(4)については、IFRS S2 号の報酬に関する定めを日本版 S2 基準にどのような形で取り入れるのかに関する議論と関連するため、この点についても本資料において検討することが考えられる。

## 報酬に関する開示

10. 報酬は、TCFD<sup>1</sup>が 2021 年に公表した「指標、目標及び移行計画に関するガイダンス」において示された産業横断的指標カテゴリーの 1 項目である。産業横断的指標カテゴリーは、

---

<sup>1</sup> TCFD からの要請を受け、企業の気候関連開示の進捗をモニタリングする責任を ISSB が 2024 年より引き継ぐことが公表されている。

金融安定理事会のタスクフォースである TCFD において、サステナビリティ関連財務開示の利用者である金融機関等が中心となって検討を行い、開示推奨項目として提言されたものである。IFRS S2 号は、TCFD 提言を取り入れ、報酬に関する産業横断的指標カテゴリーの開示を求めている。

11. また、報酬に関する開示は、欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) においても要求されている。また、気候関連開示を既に制度化しているニュージーランドにおいても、アオテアロア・ニュージーランド気候基準第 1 号「気候関連開示」において当該情報の開示が要求されている (IFRS S2 号では役員報酬の割合の開示が要求されているが、ニュージーランドの基準では割合、ウェイト、内容又は金額の開示が要求されている。) <sup>2</sup>。さらに、2023 年 10 月に公表されたオーストラリアの豪州サステナビリティ報告基準 (ASRS) の公開草案においても、当該項目について開示を要求することが提案されている<sup>3</sup>。

一方、2022 年 3 月に公表された米国の証券取引委員会による開示規則案<sup>4</sup>では、報酬に関する開示要求は提案されていないが、既存の規則において、役員報酬と気候変動リスクへの対応の進捗とのつながりについて開示するための枠組みが提供されていると考えられるとの理由から、当該開示規則案では提案しないこととした旨が示されている。

12. ここで、本資料の第 6 項 (2) 及び (4) に記載したとおり、IFRS S2 号の報酬に関する定めをそのままの形で日本版 S2 基準に取り入れるかどうかについては、サステナビリティ全般に関連する考慮事項と結び付いているもののパーセンテージは定量的開示の一例とすべきとの意見や、役員報酬の開示自体を任意とすべきとの意見が聞かれている。
13. 当委員会は、原則として国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れるとしつつも、そのままの形で取り入れないことについてコンセンサスが得られる項目については、どのような形で取り入れるのかについて検討することを開発にあたっての基本方針としている<sup>5</sup>。
14. この点、公開草案から変更が行われ、確定した IFRS S2 号では、気候関連の考慮事項が役員報酬に組み込まれている場合に報酬に関する開示を行わなければならないことが明らかにされた。このため、気候関連の考慮事項が役員報酬に組み込まれていない場合には、報酬に関する開示を行う必要がないことも明らかになったと考えられる。このように、報酬に関しては、企業が既に実施している内容を開示するものであることを踏まえると、国際的な比較可能性を大きく損なわないものとするとの観点からは、IFRS S2 号の

<sup>2</sup> <https://www.xrb.govt.nz/dmsdocument/4770>

<sup>3</sup> [https://www.aasb.gov.au/admin/file/content105/c9/AASBED\\_SR1\\_10-23.pdf](https://www.aasb.gov.au/admin/file/content105/c9/AASBED_SR1_10-23.pdf)

<sup>4</sup> <https://www.sec.gov/files/rules/proposed/2022/33-11042.pdf>

<sup>5</sup> 第 18 回サステナビリティ基準委員会 (2023 年 8 月 3 日開催) 審議事項 A1-1「開発にあたっての基本方針」

定めを変更し、報酬に関する開示自体を任意とすることについて、相応の理由はないと考えられる。

15. このため、気候関連の考慮事項と結び付いているもののパーセンテージの開示を求めるIFRS S2 号第 29 項(g) (ii)の定めをそのままの形で日本版 S2 基準に取り入れるかどうかについて、次の案を検討することが考えられる。

(案 A) 当該定めをそのままの形で取り入れる。

(案 B) 当該定めをそのままの形で取り入れた上で、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目と結びついて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分のみを区分して識別することができない場合には、その旨を開示した上で、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について役員報酬に関連する事項を開示することができることとする。

16. 案 A は、本資料の第 13 項に記載した基本方針における原則どおりの案である。一方、案 B は、役員報酬の評価項目に気候関連以外のサステナビリティ関連の評価項目が含まれることが増えてきていると認識しており、必ずしも気候関連のものとそれ以外のものとに評価項目を区分して識別することができるわけではない場合もあることを根拠としている。

#### **(事務局による検討)**

17. 昨今、役員報酬の算定方法に、サステナビリティ関連の評価項目が織り込まれる事例が増加していると考えられる。役員報酬に織り込まれる評価項目や各項目のウェイトは、経営者がどのような項目を重視して経営を行うのかという点に影響を与える可能性があり、結果として、企業のパフォーマンスに影響を与える可能性があると考えられる。このため、IFRS S2 号第 29 項(g)の報酬に関する開示は、基本的には、有用な情報を提供すると考えられる。
18. しかしながら、本資料の第 16 項の案 B の根拠に記載したとおり、役員報酬の評価項目は必ずしも気候関連の評価項目とそれ以外の評価項目とに区分して識別することができるわけではない場合もあると考えられる。
19. この点、主要な利用者は、気候、生物多様性、人的資本などのサステナビリティ関連のトピックごとに、それぞれの評価項目が役員報酬にどのように組み込まれているかということよりも、これらのサステナビリティ関連のトピックが全体として企業のパフォーマンスにどのような影響を与えるのかを理解したいというニーズがあると考えられる。

20. このため、本資料の第 15 項に示した案 B の「気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目と結びついて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分のみを区分して識別することができない場合には、その旨を開示した上で、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について役員報酬に関連する事項を開示することができることとする」とする方法によったとしても、IFRS S2 号の趣旨を損なうものではないと考えられることから、案 B を採用することが考えられる。

### **気候関連以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会との関係**

21. ISSB は、情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」（2023 年 5 月公表）において、今後 2 年間の作業計画に追加する可能性があるサステナビリティ関連のトピック（生物多様性、人的資本、人権など）を検討している。今後、ISSB がこれらのサステナビリティ関連のトピックに関する基準を公表した場合には、当該基準においても、産業横断的指標カテゴリーの 1 つとして報酬に関する開示が要求される可能性があると考えられる。
22. この場合、IFRS S2 号第 29 項(g) (ii) と同じように、当期に認識された役員報酬のうち、当該サステナビリティ関連のトピックに関連した考慮事項と結び付いているもののパーセンテージについて開示を求める定めが順次追加されていくことが考えられる。
23. 仮にそのようなことになった場合、サステナビリティ関連のトピックごとに当期に認識された役員報酬と結び付いている部分の割合を開示することになる可能性があるものの、本資料の第 19 項に記載したとおり、主要な利用者にとっては、サステナビリティ関連のトピックが全体として企業のパフォーマンスにどのような影響を与えるのかを理解することに情報ニーズがあると考えられる。また、そのように基準ごとに類似の定めがある場合、基準の理解可能性が低下する可能性があるため、1 つの定めにとまとめることが有用とも考えられる。
24. このため、今後、仮に ISSB から新しい基準が公表され、当該基準に相当する基準を当委員会において開発することとなった場合、本資料の第 22 項に記載したような状況が生じたときは、当委員会が定めるサステナビリティ開示基準においても、報酬の開示をどのように定めるべきかに関して検討することが考えられる。

### **定性的情報による開示**

25. IFRS S2 号第 29 項(g) (ii) の定めは、当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結び付いているもののパーセンテージについての開示を要求しているため、定量的情報による開示が想定されていると考えられる。

26. しかしながら、主要な利用者は、役員報酬の評価項目の構成とそのおおよその割合を理解することができればよく、必ずしも具体的な数値が示されることのみを期待しているわけではないと考えられるため、定性的な情報開示でも十分に有用であると考えられる。
27. このため、IFRS S2 号第 29 項(g) (ii) の定めを日本版 S2 基準に取り入れるにあたり、定量的情報又は定性的情報（又はこれらの組み合わせ）による記述を開示しなければならない旨を明らかにすることが考えられる。

### ガバナンスにおける開示との関係

28. IFRS S2 号のコア・コンテンツにおける「ガバナンス」のセクションでは、次のように、パフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、また、含まれている場合、どのように含まれているかについての開示が要求されており、報酬に関する開示に関する要求事項との間で相互に参照が付されている（下線は事務局による）。

6	<p>To achieve this objective, an entity shall disclose information about:</p> <p>(a) the governance body(s) (which can include a board, committee or equivalent body charged with governance) or individual(s) responsible for oversight of climate-related risks and opportunities. Specifically, the entity shall identify that body(s) or individual(s) and disclose information about:</p> <p>(v) how the body(s) or individual(s) oversees the setting of targets related to climate-related risks and opportunities, and monitors progress towards those targets (see paragraphs 33—36), including <u>whether and how related performance metrics are included in remuneration policies (see paragraph 29(g)).</u></p> <p>この目的を達成するため、企業は次のすべてに関する情報を開示しなければならない。</p> <p>(a) 気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関（ボード、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある。）又は個人。具体的には、企業はその機関又は個人を特定し、次のすべてに関する情報を開示しなければならない。</p> <p>(v) その機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に関連する目標の設定をどのように監督し、それらの目標に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか（第 33 項から第 36 項参照）（<u>関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、また、含まれている場合、どのように含まれているかを含む（第 29 項(g)参照）。</u>）</p>
---	---

29. IFRS サステナビリティ開示基準は、具体的な開示の様式を定めてはおらず、開示すべき項目のみを定めた基準となっている。このため、「指標及び目標」のセクションで定められている各項目についても、それらをまとめて 1 か所で開示する必要はないと考えられる。
30. ここで、「指標及び目標」のセクションで定められている報酬に関する開示は、「ガバナンス」のセクションで定められている、パフォーマンス指標が報酬に関する方針に含ま

れているかどうかに関する開示と関連させることにより、双方の定めを満たしつつ、さらに、主要な利用者の理解に資する形で情報を提供することが可能になると考えられる。

31. このため、本資料の第 8 項に記載した、報酬に関する「指標及び目標」の開示に関する定めと、パフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうかに関する「ガバナンス」の開示に関する定めとの関係として、上述の第 29 項及び第 30 項の内容を日本版 S2 基準の結論の背景に記載することが考えられる。

### 事務局による提案

32. 日本版 S2 基準において、次のことを定めることが考えられるかどうか。

日本版 S2 基準において、産業横断的指標等の 1 つとして報酬に関する開示を求める IFRS S2 号の定めを取り入れ、次の事項を開示しなければならない旨を定める。

- (1) 気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているかどうか。
- (2) (1)において気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、その組込方法
- (3) (1)において気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合に関する情報

また、IFRS S2 号の定めに加え、次の事項を日本版 S2 基準の規範性のあるものとして定める（基準本文に含めることを想定している。）。

- (4) (3)の定めに基づき開示する情報について、定量的情報又は定性的情報（又はこれらの組み合わせ）による記述を開示しなければならない。
- (5) (1)において気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目と結び付いて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分のみを区分して識別することができない場合には、その旨を開示した上で、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について本項(2)及び(3)の事項を開示することができる。

さらに、次の事項について、日本版 S2 基準の結論の背景で説明する。

- (6) 「指標及び目標」セクションの報酬に関する定めと、「ガバナンス」セクションのパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうかに関する定めとの関係



**V. 文案**

33. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S2 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶S2.X」は参考にした IFRS S2 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S2 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

**ディスカッション・ポイント**

- ① 本資料の第 32 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上